

令和8年度 森林境界明確化業務
仕様書

令和8年5月

庄原市 産業振興部 林業振興課

第1章 総則

第1条 (適用)

本仕様書は、庄原市（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度 庄原市森林境界明確化業務」（以下、「本業務」という。）について適用し、本業務の受注者（以下「受注者」という。）が実施しなければならない事項を定めたものである。

第2条 (業務の目的)

本業務は、庄原市林業振興アクションプランに掲げた「森林の公益的機能の維持・増進」と「林業の基盤産業化」の推進にむけて、所有者が不明又は境界が不明確な山林について、森林の所有者境界と所有者情報を明確化することにより、効率的かつ計画的な森林施業を促進することを目的として行うものである。

第3条 (履行期限)

本業務の履行期限は、契約締結日から令和10年2月29日（火）までとする。

第4条 (関係法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の法令及び規定等に準拠するものとする。

- (1) 森林法、同施行令及び施行規則
- (2) 森林経営管理法、同施行令及び施行規則
- (3) 測量法、同施行令及び施行規則
- (4) リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル
- (5) リモートセンシングデータを活用した基本調査における集会所等での説明会実施の手引
- (6) 森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル
- (7) 航測法を用いた地籍調査の手引
- (8) 航測法による森林境界明確化事業実施のマニュアル
- (9) 作業規程の準則
- (10) 林野庁測量規程
- (11) 個人情報の保護に関する法律
- (12) 庄原市会計規則
- (13) その他関係法令、規則、通達等

第5条 (疑義)

本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、発注者と協議により行うものとする。

第6条 (配置技術者等)

- 1 受注者は、業務全体を計画、指揮する能力を有する管理技術者を配置するものとする。
- 2 管理技術者は本業務の円滑な進捗を図るため、技術士法に基づき登録された技術士（森林部門）又は測量法に基づき登録された測量士の資格を有する者とする。
- 3 担当技術者は測量法に基づき登録された測量士の資格を有する者とする。
- 4 照査技術者は、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有する者とする。

- 5 受注者は、本業務の契約までに上記事項を証明する書類（資格の登録証の写し）を発注者に提出するものとする。

第7条（業務計画書等の提出）

受注者は、本業務の着手までに以下の書類を発注者へ提出するものとする。

- (1) 業務計画書（工程表を含む）
- (2) 業務委託着手届
- (3) 配置技術者届
- (4) 資格の登録証の写し

第8条（秘密の保持）

受注者は、本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後についても同様の扱いとする。ただし、書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

第9条（再委託等の禁止）

- 1 受注者は、業務の全部又は本仕様書において指定する主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。
- 2 受注者は業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、発注者から書面による承諾を得るものとする。
- 3 本業務における主たる部分とは、以下の内容とする。
業務の総合企画、業務遂行管理、手法の決定等

第10条（土地への立ち入り等）

- 1 現地踏査及び点検を実施する場合、点検員（又は点検補助員）のうち一人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- 2 身分証明書は、土地所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の発行対象は、原則として管理技術者とする。ただし、作業班編成などに関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。

第11条（情報セキュリティ基本方針）

- 1 本業務における情報セキュリティの基本方針は以下のとおりとする。
 - (1) 受注者と発注者で本業務に係る資料（個人情報記載された図書及びデータ等を含む）を受受する場合は、情報漏えい防止対策を行い、情報の流出防止に努めるものとする。
 - (2) 使用する媒体に、本業務に関係のないデータを混在させないこととし、複製データの削除や宅配業者の高セキュリティサービス等を利用するものとする。
 - (3) 特に個人情報を含むデータをネットワークで送受信する場合は、LGWAN（総合行政ネットワーク）によるファイル転送サービスを使用するものとする。
- 2 受注者は、各認証を証明する登録証の写しを契約時に提出することとする。
 - (1) 品質マネジメントシステム(ISO9001)
 - (2) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)
 - (3) プライバシーマーク(JIS Q 15001)

第12条（貸与資料）

- 1 本業務の実施にあたり、発注者は受注者に下表に示す資料並びに業務に必要と認められる資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の取り扱いについては十分注意を払い、破損、汚損のないよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料は、発注者の許可なくして複製してはならず、本業務以外での使用を禁止するものとする。なお、本業務終了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

表 貸与資料

番号	貸与資料名
1	令和5年度広島県航空レーザ測量業務成果品（簡易オルソ・等高線・微地形図等含む）
2	森林基本図データ（画像：tiff形式）
3	森林計画図データ（画像又はShapeファイル形式）
4	森林簿データ（csv形式）
5	林地台帳・林地台帳地図データ
6	法務局地図（公図・14条地図）データ
7	地積測量図データ
8	登記簿データ
9	その他本業務に必要な資料

- 2 受注者は、発注者並びに関係機関より資料を借用した際には、借用書を提出するとともに、借用期間を厳守するものとする。

第13条（検査）

- 1 本業務の完了後に、速やかに所定の成果品を提出し、管理技術者立会いの上、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、前項の定めにより検査を受けた結果、本仕様書に適合しないものとして修正の指示を受けたときは、速やかに修正を行い、再検査を受けなければならない。

第14条（契約不適合責任）

本業務の完了後に、納入成果物に契約不適合が発見された場合には、本業務の契約期間の満了日から1年間は受注者の責任において無償で修正するものとし、以後は発注者と受注者の協議の上、行うものとする。

第15条（設計変更）

- 1 受注者は、作業数量に変更が生じた場合は、作業項目ごとに数量など設計変更に必要な事項を発注者に報告するものとする。
- 2 発注者は受注者の報告内容を精査し、大規模な災害の発生時等、真にやむを得ないと認められる場合は、業務委託料を変更するものとする。

第16条（成果品の帰属）

- 1 本業務の成果品（第三者に帰属する著作権・知的財産権を除く部分）は全て発注者に帰属する

ものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならないものとする。

2 個人情報が含まれる成果物の提出方法は、発注者と協議により行うものとする。

第17条（打合せ）

打合せは業務着手時・中間・業務完了時の3回を標準とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。

第18条（その他）

本仕様書、その他設計図書に記載のない詳細な項目・内容等については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

第2章 業務概要

第19条（業務実施場所）

本業務の実施場所は、別図に示すとおりとし、以下に示す範囲のうち、地域森林計画対象民有林（5条森林）とする。

地域名	林班	筆数 《参考》	面積 《参考》	対象者数 《参考》
口和町	063、064、086、089	120筆	宮内：127.56ha	51人
西城町	191、192、193、194	444筆	186.77ha 平子：74.38 大佐：112.39	143人

第20条（業務概要）

本業務の概要は以下のとおりである。

	作業内容	R 8年度	R 9年度
1	計画準備	○	
2	資料収集・整理	○	
3	公図合成図・所有者一覧表の作成	○	
4	事業説明会の実施	○	
5	現地調査	○	
6	森林境界推測図の作成	○	
7	個別説明会（森林境界確認説明会）の実施		○
8	森林境界推測図の修正・編集		○
9	同意取得結果の整理：森林境界保全図、森林境界明確化土地一覧表、森林境界不明土地一覧表、森林境界保全簿の作成		○
10	各種データの作成		○
11	報告書等作成		○

第3章 森林境界明確化

第21条（計画準備）

受注者は、本業務の実施にあたり、本業務の目的を十分に理解し作業の方法、使用する機器、要員、日程等について適切な計画を立案し、業務計画書に取りまとめ、関係機関への諸手続きを行い、発注者の承認を得るものとする。

第22条（資料収集・整理）

- 1 受注者は、発注者から貸与される資料を確認し、不備が認められる場合はその内容と必要な対処方法について発注者と協議するものとする。
- 2 法務局からの公図借用手続きなどは、受注者が申請書類等を作成し、発注者が行うものとする。
- 3 法務局地図と土地登記簿を突合し、不一致が生じている場合は発注者の指示を仰ぐものとする。

第23条（公図合成図・所有者一覧表の作成）

- 1 受注者は、収集した森林計画図や林地台帳図などの既存資料などを参考に公図を概ねの位置に仮配置して公図合成図を作成するものとする。
- 2 本業務の実施場所の地番について、地番をキーとして登記簿と公図、森林計画図と森林簿、固定資産課税台帳と登記簿等を照合して地番の不一致状況を確認し、不一致一覧表を作成するものとする。
- 3 不一致一覧表について地元精通者並びに発注者と協議して地番を整理するとともに、公図混乱地等の森林境界明確化が困難と思われる箇所を抽出し図面に取りまとめるものとする。
- 4 各種台帳の照合結果から所有者の一覧表を作成するものとする。

第24条（事業説明会の実施）

- 1 受注者は、発注者と共同で実施する所有者に行う事業説明会の資料の作成等を行うものとする。
- 2 受注者は、事業説明会の開催にあたり、発注者と協議の上で、当該地区における地元精通者を選任するように努め、地元精通者に対し、当該業務の概要を説明し、現況の確認・現地調査等の協力を要請するものとする。
- 3 受注者と発注者は、森林境界明確化業務を行う意義や必要性を所有者が理解するように説明することはもちろんのこと、作業予定や現地作業の概要、作業期間中の注意事項や留意事項等についても丁寧に説明することで、同意取得率の向上及び所有者とのトラブルが生じないように努めるものとする。
- 4 受注者は、事業説明会に参加する所有者の人数や遠方からの来場者の状況を踏まえて、事業説明会の実施詳細について発注者と十分協議を行うものとする。

第25条（現地調査）

- 1 受注者は、収集した資料のみでは所有者界等の推定が困難な場合、所有者界等の推定に有力な情報を地元精通者にヒアリングし、必要に応じて現地に地元精通者同行の上で現地を確認するものとする。
- 2 現地確認した結果は、森林境界推測図上に整理するものとする。

第26条（森林境界推測図の作成）

- 1 森林境界推測図の作成は、所有者界等を推定する各種資料や現地調査で得たデータを用いて、仮配置した公図の筆界を、各筆の重なりや隙間が無いように接合した状態に編集するものとする。
- 2 森林境界推測図の作成にあたっては、調査区における14条地図や地積測量図等の測量精度の高い境界情報を優先して行うものとする。
- 3 貸与するリモートセンシングデータ等を用いて所有者界等を推定し、森林境界推測図を作成するが、貸与資料だけでは不十分となる場合は発注者と協議により別途資料を収集して行うものとする。
- 4 森林境界推測図の作成においては、必要に応じて地元精通者へ確認するものとし、最終的に所有者界が推定できなかった場合は、森林境界不明土地一覧表を作成し、所有者界の推定に使用した根拠資料とともに「森林境界確認票」に取りまとめるものとする。

第27条（個別説明会（森林境界確認説明会）の実施）

- 1 受注者は、作成した森林境界推測図を用いて個別説明会（森林境界確認説明会）を実施するものとする。
- 2 受注者は、説明会の実施にあたっては、所有者への通知および資料の事前送付を行うとともに、説明会で使用する資料並びに資機材、会場の設営などについて発注者と協議の上、行うものとする。
- 3 説明会場は所有者の利便性も考慮して設定するものとし、説明会に参加できない所有者に対しては、説明会資料を送付するなど、所有者界等の確認を行うものとする。

第28条（森林境界推測図の修正・編集）

説明会での所有者からの修正意見により森林境界推測図の修正が必要となった場合は、発注者と所有者界等の修正や編集について協議の上、修正するものとする。

第29条（同意取得結果の整理）

- 1 受注者は、所有者が所有者界等を確認した結果について、森林境界保全図、森林境界明確化土地一覧表、森林境界不明土地一覧表、森林境界保全簿に整理して取りまとめるものとする。
- 2 森林境界保全図
 - (1) 森林境界保全図に表示する所有者界等の境界線は、境界の確定状況や同意・不同意ごとに色分けし、微地形図等、使用したリモートセンシングデータを背景図として、森林境界保全図として出力した図面を作成するものとする。
 - (2) 森林境界保全図には、実施場所、実施期間、業務名を記入し、事業実施場所をわかりやすくするためのランドマークなどを適宜記入するものとする。
 - (3) 森林境界保全図は、森林境界明確化土地一覧表、森林境界不明土地一覧表、森林境界保全簿と突合できるように地番を表示するものとする。
- 3 森林境界明確化土地一覧表
 - (1) 森林境界明確化を実施した対象地の全森林について森林境界明確化土地一覧表に取りまとめるものとし、同意が得られなかった森林も含めて取りまとめるものとする。
 - (2) 森林境界明確化土地一覧表に、同意、不同意、未同意などを整理し、森林境界推測図通りに同意を得た、所有者界を修正することで同意を得た等の同意取得のケースもわかるように整理

するものとする。

4 森林境界不明土地一覧表の作成

- (1) 森林境界推測図に対して公図・登記情報と照合した結果、不一致一覧表に取りまとめた森林や、その他の参考資料を参照して調査を行っても探索しきれなかった森林については、森林境界不明土地一覧表に取りまとめるものとする。
- (2) 所有者へ通知を行った結果、宛先不明で返送され、その後探索しきれなかった所有者情報も含めて取りまとめるものとする。

5 森林境界保全簿の作成

所有者から所有者界の同意を取得した森林及び隣接する土地を所有する所有者の同意状況を踏まえて、所有者界の情報を森林境界保全簿に整理するものとする。

6 その他

- (1) 森林境界保全図案に対して疑義があった場合は、必要な修正を行うものとする。
- (2) 登記名義人等以外の者に境界確認を委任する場合は民法上の代理人の取扱いを参照するものとする。
- (3) 同意が得られた所有者へは、森林境界同意資料を送付するものとする。

第30条（各種データの作成）

各種データは閲覧しやすい形で整理し、庄原市統合型GIS・公開型GISにセットアップ可能な形式（別途指示）で作成するものとする。

第31条（報告書作成）

本業務実施内容及び協議記録簿、作業で使用した各種資料を取りまとめた報告書を作成するものとする。

第4章 成果品

第32条（納入成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとし、正・副各1部ずつ納品するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 業務計画書
- (3) 打ち合わせ記録簿
- (4) 森林境界不明土地一覧表
- (5) 説明会資料（案内文・説明資料・状況写真等）
- (6) 同意書 ※原則、自筆とする
- (7) 森林境界保全図及び不明地番一覧表、森林境界確認票
- (8) 本業務で作成する各種データ
- (9) その他発注者が指示する成果

【別図】実施箇所図

口和地区



西城地区



図中の番号注記は林班番号を示す。

以上